

声をかけ合い、被害防止！

自宅を訪問してきたり、電話をかけてきて商品等の説明をする業者の中には、残念ながら悪質な業者もいます。「痛いところはないですか？」「大変ですね、心配なことはないですか？」など相談に親身に乘ってくれたりしますが、「いい人」という印象を与える演技かもしれません。「もしかして、だまされているかもしれない」と自分に問いかける余裕を持ちましょう。



「**度を超えた親切**」には気を付けよう

高齢者世帯や一人暮らし世帯は狙われやすい

「**自分はだまされない**」と思ってない？

自分だけは大丈夫！なんて、過信は禁物

「**一度だまされたからもうだまされない**」？

被害を取り戻そうとして再びだまされることも

家族や地域みなさんと声をかけ合い、「こんな人が訪ねてきた」「電話でこんなことを言われた」と話をすることが、被害を防ぐ対策になります。地域ぐるみで被害を防止し、契約をする前には必ず家族や消費生活センターへ相談しましょう。

常に留守番電話にする、在宅時も鍵をかける対策もおススメ！

「**どうしよう…**」って思ったら、相談しよう！

久慈市消費生活センター（相談受付：平日9時～16時）？

久慈市川崎町1-1（久慈市役所1階東側）

☎0194-54-8004

※土・日・祝日の電話相談は

消費者ホットライン 188へ



多重債務者 弁護士無料相談

借金問題でお悩みの方のために、弁護士による無料相談会を開催しています。
一人で悩まず、弁護士や相談員と一緒に解決方法を見つけましょう。



相談日： 9月 27日 (木)
時間： 午前 10時～午後 3時 (一人 40 分間)
問い合わせ： **要予約** 久慈市消費生活センター ☎ 54-8004

※相談時間に限りがございますので、事前に消費生活相談員と打ち合わせをお勧めします。
※多重債務以外の相談も可能ですので、お問い合わせください

平成30年度
久慈市消費生活センター

出張相談会開催中!

悪質商法などの消費生活トラブル、多重債務などでお困りの方は、お気軽にご利用ください。

洋野町民文化会館 セシリアホール	野田村 総合センター	洋野町役場 大野庁舎	普代村役場
9月10日(月)	9月18日(火)	9月25日(火)	10月17日(水) 人権相談と合同開催 のため予約不要 10:00-15:00
10月15日(月)	10月22日(月)		

■ **要予約** ①13:30~14:10 ②14:10~14:50 ③14:50~15:30

※予約の受け付けは、当日10時までです。

※洋野・野田・大野会場は予約が無い場合、開催中止となります。

■ 相談内容に関する書類などは、忘れずにご持参ください。

【予約・問い合わせ】久慈市消費生活センター ☎ 54-8004

消費生活クイズ



お店で買い物するとき、契約が成立するのはいつ?

- ① 商品を受け取ったとき ② 代金を支払ったとき
③ 店員が「はい、かしこまりました」と言ったとき

お互いに契約内容(商品の内容・価格・引渡し時期等)について合意したときに契約は成立する。つまり、口約束でも契約は成立する。契約書や印鑑・サインは証拠を残すためのもの。

③店員が「はい、かしこまりました」と言ったとき

